

アウトバウンド・プロサービス利用規約

(規約の適用)

- 第1条 当社は、アウトバウンド・プロサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより当社と契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）に対し、アウトバウンド・プロサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 当社は、本規約のほか、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約に従うものとします。

(規約の変更)

- 第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、当社の定めた日より変更後の規約が適用されるものとします。
- 2 当社は、本規約の変更内容を契約者に対して、本規約で定める方法により告知あるいは通知をします。

(用語の定義)

- 第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本サービス	当社が提供する本システムを利用することによって、契約者と契約者の顧客又は見込顧客との間で行われる電話対応業務（以下、「コールセンター業務」といいます。）を可能するためのサービス
2 本システム	契約者が、本サービスを利用してコールセンター業務を行うため、料金表に定める各種機能を組み入れた当社が提供するシステム
3 管理者	契約者が指定した者で、本サービスを利用することによって、利用者からの利用状況を閲覧し、または利用者の利用制限ができる者
4 利用者	契約者の従業員、その他契約者が指定する契約者以外の者であって、本サービスを利用しコールセンター業務を行う者

(本サービスの内容)

- 第4条 契約者は、本サービスと当社のIPデータ通信網サービス契約約款に掲げる第2種音声通信サービスを組み合わせて利用することによって、コールセンター業務（ウェブ電話からの発信、オートコール発信、全通話録音、通話監視、転送機能等）を行うことができます。
- 2 当社は、本サービスを日本国内において提供します。

(本サービス対象外の内容)

- 第5条 次の各号に掲げる項目は本サービスの対象外にあたり、契約者の判断と責任で対処を行い、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- (1) 本サービスを利用するために必要とする本システム以外の端末設備（契約者設備を含みます。）、通信機器、通信回線その他ネットワーク設備又はデータ等の保持・管理
 - (2) 次の事由にもとづく本サービスの中断・障害からの復旧
 - ア 前号の設備、機器、回線あるいはデータ等に起因する中断・障害
 - イ 管理者又は利用者の不適切な使用、その他管理者又は利用者の責に帰すべき事由に起因する中断・障害
 - ウ 第三者の故意又は過失に起因する中断・障害
 - (3) 前2号に掲げるほか、本規約において当社の責任と明記されていない事項
- 2 前項に定める本サービス対象外の内容について、契約者から当社へ提供を求める場合、その提供条件（範囲・時期・金額等）について双方で別途協議し、当社は書面により契約者と合意した範囲で実施するものとします。
- 3 本サービス対象外の内容に起因して、当社が次の各号に定める行為を実施する必要がある場合、当社から契約者へあらかじめ説明を行い、契約者の同意を得たうえでこれを実施します。この実施による費用は契約者が負担するものとします。
- (1) 本システムの範囲又は本仕様の変更
 - (2) 本システムに関する維持・運用内容の変更
 - (3) 本条第1項第2号に定める事由による本サービスの中断・障害からの復旧

（本サービスにおける防護）

第6条 本サービスについては、不正アクセス等の進入により情報漏洩が完全に防止されること、またセキュリティホール等の脆弱性が完全に排除できるものではありません。

（契約申込みの方法及び承諾）

第7条 本サービスの申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

- 2 当社は、申込みを受け付けた順序に従って承諾するものとし（ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更し、又は延期することがあります。）、当社がこの承諾を行った時点で本サービスに関する当社との契約が成立するものとします。
- 3 当社は、申込みをした者が、次の各号いずれかに該当する場合には、その契約申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 第22条（契約者事由による本サービスの提供停止、利用制限等）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービス又は当社が提供する他サービスにおいて利用を停止されている又は解除を受けたことがあるとき
 - (3) 第27条（遵守事項）に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) IPデータ通信網サービス契約約款に掲げる第2種音声通信サービスの申込みがないとき
 - (5) 当社のサービス等（本サービスを含みます。）の料金その他債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (6) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (7) 申込み者が、第37条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者であるとき

(8) その他当社の業務の遂行上支障がある等、当社において承諾をしないことが相当と判断したとき

(契約の単位)

第8条 当社は、1の申込みごとに1の契約を締結します。この場合において、契約者は、1の契約につき1の法人に限ります。

(管理者用ID等及びユーザID等)

第9条 本契約の締結後、当社は1の契約ごとに1の管理者用URL、ID及びパスワード(以下、「管理者用ID等」といいます。)を、速やかに管理者に対して付与します。

2 管理者は、付与された管理者用ID等をもとに、利用者(ブース)ごとに任意のユーザID及びユーザIDに対応したパスワード(以下、「ユーザID等」といいます。)を付与し、ユーザID等と電気通信番号を対応づけることによって、利用者は本サービスを利用することができます。

3 管理者及び利用者は、本サービスにおいて、管理者用ID等、ユーザID等を第三者に利用させてはならないものとします。

4 契約者は、本サービスにおいて、管理者用ID等、ユーザID等の使用・管理に係る一切の責任を負うものとします。管理者用ID等、ユーザID等による本サービスの利用は、すべて契約者の責任にもとづく利用とみなします。

5 管理者用ID等を忘れた場合や盗まれた場合、あるいは権限のない第三者が管理者用ID等を利用していると疑われる場合、契約者は、ただちに当社にその旨を通知するものします。当該通知がなされた場合、当社は当該契約者に対し新たに管理者用ID等の付与を行います。

また、管理者は、ただちに当該ユーザID等を失効する等、必要な措置をとるものとし、本サービスに影響を及ぼすおそれがある場合には当社にその旨を通知するものします。

6 当社は、管理者用ID等、ユーザID等の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

(再販)

第10条 契約者は、当社が事前に承認した場合に限り、本サービスを再販し第三者に利用させることができるものとします。

(譲渡禁止)

第11条 契約者は、本契約にもとづいて本サービスを利用する権利を第三者に譲渡してはならないものとし、その他一切の担保に供する行為を行ってはならないものとします。

(変更届出)

第12条 契約者は、本契約の締結時に当社へ届け出た事項に変更が生じた場合には、速やかに、当社が指定する方法によりその旨を当社へ申し出るものとします。

(契約上の地位の承継)

第 13 条 契約者について、相続又は合併若しくは会社分割により契約者たる地位が承継された相続人又は合併存続会社若しくは分割承継会社等は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を当社が指定する方法によりその旨を申し出るものとします。

2 前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者として定め、これを申し出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(料金等の支払義務)

第 14 条 契約者は、料金表にもとづいて算出した料金等を支払う義務を負います。

2 第 21 条（当社事由・不可抗力による本サービスの提供中止、利用制限等）、第 22 条（契約者事由による本サービスの提供停止、利用制限等）の定めにより、本サービスの提供中止、提供停止又は利用制限を行っている場合、当該期間における料金等の算出については、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

3 当社は、契約者から既に支払いのあった本サービスの料金等については、払い戻す義務を負わないものとします。

(料金等の支払方法)

第 15 条 契約者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において料金等を支払っていただきます。

(料金等の改定通知)

第 16 条 当社は、契約者に対し 30 日前までに本規約で定める方法により通知を行うことによって、本サービスの料金等に対する増減、その類似サービスに対する料金等の追加、又は従前無料のサービスに対して料金等を課することができるものとします。

2 契約者は、料金等が変更された後も該当するサービスを継続し利用している場合、変更された料金等に同意したものとみなします。

(割増金)

第 17 条 契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額に加え、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額を、当社が指定する期日までに支払うものとします。

(延滞利息)

第 18 条 契約者は、料金等その他の債務について支払期日を経過しても、なお支払いがない場合には、延滞額（延滞利息を除きます。）に対し支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利

息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(消費税)

第19条 契約者は、当社に対して本サービスの料金等その他債務を支払う場合、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとしているときは、当該債務を支払う際に消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第20条 当社は、料金等その他債務の計算において、その結果に1円未満の端数が生じた場合には、本規約において別の定めがある場合を除き、その端数を切り捨てます。

(当社事由・不可抗力による本サービスの提供中止、利用制限等)

第21条 当社は、次の各号いずれかに該当するときは、本サービスの提供中止又は利用制限を行うことができるものとします。

- (1) 本サービスの保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 本システム又は電気通信事業者に係る設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (3) 本システムに不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又はこれらの行為が行われていると疑われるとき
- (4) 第31条(不可抗力)による場合
- (5) 本サービスの利用(第三者の不正利用等を含みます。)により、本サービスあるいは第三者等に対して、悪影響を及ぼすおそれがあると当社が判断したとき
- (6) その他本サービスの保全のために当社が必要やむを得ないと判断したとき

2 当社が前項にもとづき本サービスの提供中止又は利用制限をするときは、契約者に対し、その旨とサービスの提供中止又は利用制限の期間を事前に本規約で定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

なお、これにより契約者に損害が発生した場合、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(契約者事由による本サービスの提供停止、利用制限等)

第22条 当社は、契約者が次の各号いずれかに該当するときは、催告することなく本サービスの提供停止、利用制限を行うことができるものとします。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (2) 本サービスの運用を妨害したとき
- (3) 本サービスの利用にあたり虚偽の事実を申告したとき
- (4) 第27条(遵守事項)に違反したとき
- (5) IPデータ通信網サービス契約約款に掲げる第2種音声通信サービスの契約が終了したとき

- (5) 本規約に定めた契約者の義務に違反したとき
 - (6) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金等の支払停止の通知があり、契約者がそれに替わる料金等の支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合
 - (7) 当社が提供する他のサービスにおいて、契約者が契約違反により契約を解除されたとき
- 2 本条にもとづき本サービスの提供停止又は利用制限が行われている期間（以下、「停止期間中」といいます。）においても、契約者は料金等の支払義務その他の義務を負うものとします。
- 3 契約者は、本サービスの停止期間中、本サービスを利用することができなかつたことにつき一切異議を述べず、また、これにより契約者、利用者又は第三者に損害が発生した場合においても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(当社からの解除)

- 第 23 条 当社は、契約者が前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、前条による本サービスの提供停止又は利用制限を経たうえで、本契約の解除を行うことができるものとします。ただし、当社の裁量により、契約者に本規約に定める方法により通知を行うことによって、本サービスの提供停止又は利用制限を経ることなく直ちに本契約の解除を行うこともできるものとします。
- 2 本条にもとづく本契約の解除により契約者、利用者又は第三者に損害が生じた場合において、当社はいかなる責任も負わないものとします。
- 3 本サービスの利用を開始した契約者が第 37 条に該当する反社会的勢力であることを当社が認知した場合は、第 22 条（契約者事由による本サービスの提供停止、利用制限等）の手続きを経ずに、本サービスの利用を中止し、本契約を解除します。

(契約者からの解約)

- 第 24 条 契約者が本サービスを解約する場合、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

(本サービスの廃止)

- 第 25 条 当社は、自らの裁量により、90 日前までに契約者に本規約で定める方法により通知を行い、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。この場合、当社から契約者への通知にもとづき、本契約は終了します。
- 2 当社は、本条にもとづく本サービスの廃止により契約者、利用者又は第三者に損害が生じた場合において、いかなる責任も負わないものとします。

(契約終了後の措置)

- 第 26 条 本条は、事由の如何を問わず本契約が終了する場合に適用されるものとします。
- 2 本契約の終了に伴い、本サービスの利用に係る契約者の権利は消滅するものとします。

- 3 第 24 条（契約者からの解約）により本契約を解約するとき、契約者は、本システムに保存された情報、データ等すべてを本契約終了日までに消去するものとします。その他の事由により本契約が終了するとき、契約者は、本契約終了日までの当社の定めた期間内（以下、「猶予期間」といいます。）に本システムに保存された情報、データ等すべてを消去するものとします。なお、猶予期間についても、本規約の本サービスに関する規定（第 21 条（当社事由・不可抗力による本サービスの提供中止、利用制限等）、第 22 条（契約者事由による本サービスの提供停止、利用制限等）、第 27 条（遵守事項）を含み、これらに限定されません。）が適用されるものとします。
- 4 事由の如何を問わず、契約終了日以降もなお、本システムに情報、データ等が保存されているとき、本規約において別の定めがある場合を除き、当社は情報、データ等すべてを消去することができ、契約者は当該消去について一切異議を述べないものとし、当社は、契約者が損害を負った場合でもいかなる責任も負わないものとします。

（遵守事項）

- 第 27 条 契約者は、別記に定める本サービスにおける遵守事項を負い、利用者に同等の遵守義務を負わせるものとします。
- 2 契約者は、本サービスの利用に係る禁止行為を認識した場合、直ちにその旨を当社に通知するとともに当該禁止行為を止めるものとします。
 - 3 当社は、契約者又は利用者の禁止行為を認識した場合、違反した本サービスの提供停止又は利用制限を行うことができ、あるいは禁止行為に該当する情報、データ等を削除できるものとします。
 - 4 当社は、行政機関その他関連団体から、契約者又は利用者の違法行為、あるいはその疑いのある行為に対して捜査依頼があった場合、これに協力できるものとします。

（損害賠償）

- 第 28 条 契約者又は利用者が次の各号の事由により、当社に損害をおよぼしたときは、当社は契約者に対してその損害（合理的範囲の弁護士費用を含みます。）の賠償請求をできるものとします。
- (1) 本契約あるいは法令に対して違反したこと
 - (2) 当社の明示的な同意を得ることなく、当社の商標を使用する等、知的財産権を侵害したこと
- 2 本サービスの利用に関して契約者又は利用者が第三者に与えた損害について、当社が当該第三者にその損害の賠償その他費用を負担したときは、当社は契約者に対し、これを求償するよう請求することができるものとします。

（責任の制限）

- 第 29 条 当社は、第 14 条（料金等の支払義務）第 2 項の定めに限らず、本サービスが全く利用できない状態（本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。）にあることを当社

が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときは、本条第 2 項に従い本サービスの料金を減額いたします。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの料金を減額いたします。
- 3 当社は、前 2 項をはじめ本規約において明示された場合を除き、契約者、利用者又は第三者が本サービス利用に関して負った損害について、その事由の如何を問わず（本システムの不具合・障害、第三者による不正侵入・セキュリティホールへの攻撃、商取引上の紛争、データ等の紛失・破損・漏洩を含み、これらに限定されません。）、賠償、返金、料金の減免等、いかなる責任も負わないものとします。
- 4 当社は、第22条（契約者事由による本サービスの提供停止、利用制限等）及び第23条（当社からの解除）に定める場合はもちろん、情報、データ等に対する不正アクセス、変更、消去、破壊又は損失について、いかなる責任も負わないものとします。
- 5 当社は、本契約に関連して契約者に生じた間接的損害（結果的損害、特別損害、付随的損害、利益若しくは収益の逸失による損害、事業の中断による損害、又は事業に係る情報の喪失による損害を含み、これらに限定されません。）について、当該損害が発生する可能性を認識していた場合あるいは当該損害の発生が合理的に予見可能であった場合でも責任を負わないものとします。
- 6 本サービスに関連して当社が契約者に対して賠償する金額は、当社に責のある直接的損害であっても、また契約責任、不法行為責任、その他いかなる法理にもとづくものであっても、損害の事由が生じた時点から 3 ヶ月前までに契約者が当社に支払った金額を限度とします。

（非係争）

第 30 条 契約者又は利用者は、本サービスの契約期間中及び契約終了後も、当社、ベンダー、取引先、他の契約者又は承継人に対して、本サービスに係るいかなる特許侵害又はその他の知的財産権に対する侵害請求等を主張しないものとし、かつ第三者に対して当該請求を支援、奨励、権限付与してはならないものとします。

（不可抗力）

第 31 条 当社は、合理的支配を越えた原因による義務の履行遅滞又は履行不能について、いかなる責任も負わないものとします。当該原因には、津波、火災、爆発、停電、地震、洪水、暴風雨、放射能による汚染、又は紛争、ストライキ、禁輸措置、労働争議、市民又は軍事機関による行動、戦争、テロリズム（サイバーテロリズムを含みます。）、天災、インターネット通信事業者の作為若しくは不作為、規制機関あるいは政府機関の作為若しくは不作為（本サービスに影響を及ぼすおそれのある法規制の適用、その他の政府機関の行為を含みます。）などをいい、これらに限定されません。

（情報セキュリティ）

第 32 条 当社は、個人情報保護法、情報セキュリティに関する法令、その他の規範、ガイドライン及び契約上のセキュリティ要求事項を遵守します。また、本サービスの情報セキュリティポリシーを所定のページ (<http://www.fusioncom.co.jp/policy/security.html>) に定めます。

(個人情報の取扱い)

第 33 条 当社は、管理者及び利用者の個人情報をプライバシーポリシー (<http://www.fusioncom.co.jp/policy/>) にもとづき、適切に取り扱うものとします。

(当社からの告知及び通知)

第 34 条 当社は、当社から契約者に対し、告知方法として本サービスのウェブサイトにおける掲載、通知方法として契約者への電子メールその他の連絡方法により通知を行います。本サービスのウェブサイトによる告知の場合は当該内容が掲載された時点、電子メールによる連絡の場合は契約者の電子メールアドレスを保有するサーバに到着した時点をもって、当社からの告知あるいは通知が完了したものとします。

2 契約者は、当社からの電子メールが常に届け出た連絡先電子メールアドレスへ確実に到達する状態に置かなければならないものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第 35 条 本契約の準拠法は、日本法とします。また、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(会社名等の取扱い)

第 36 条 当社は、契約者の名称等（広く一般に公表されている情報に限ります。）および当社との契約の有無を、当社および楽天株式会社ならびに、その会社法で定める子会社、会社計算規則に定める関連会社（総称して以下、「当社等」といいます。）と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

- (1) 当該契約と密接する当社等の提供するサービスの情報およびキャンペーン、イベント等の情報発信または販売促進活動のため
- (2) 当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- (3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

(反社会的勢力の排除)

第 37 条 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 当社は、契約者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

附則

(実施時期)

本規約は、平成 27 年 7 月 1 日より実施します。

(実施時期)

本改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日より実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の前に、本規約に基づき締結された契約は、「FUSION Outbound Pro サービス利用規約」を「アウトバウンド・プロサービス利用規約」と読み替えることとします。

(実施時期)

本改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日より実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の前に、本規約に定めるサービスの締結をした者については、第 36 条（会社名等の取扱い）については、適用しないものとします。

(実施時期)

本改正規定は、平成 30 年 12 月 1 日より実施します。

(別記)

本サービスにおける遵守事項

契約者及び利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の禁止行為を行わないものとします。

- (1) 第三者（当社を含みます。以下同じとします。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

- (3) 第三者を不当に差別、誹謗中傷又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) (詐欺、業務妨害等の) 犯罪行為、犯罪に結びつくおそれのある行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 本サービスにより利用しうる情報を改竄し、又は消去する行為
- (6) 管理者用 ID 等、ユーザ ID 等を窃用その他の手段を用いて、他人になりすまして本サービスを利用する行為 (偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (7) 当社の本システムに対して著しく負荷を及ぼす行為
- (8) 事業に本サービスを利用している場合において、消費者契約法その他の消費者保護を目的とした法令に違反する行為
- (9) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (10) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (11) その他、法令若しくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

(別表)

料金表

1 適用

区分	内容
(1)使用料等の適用	ア 本サービスに係る料金は、初期費用、月額利用料を合算して適用します。 イ 初期費用は、2-1（初期費用）を適用します。 ウ 月額利用料は、2-2（月額利用料）を適用します。 （ア）提供開始のあった日の属する料金月における月額利用料は無料とし、翌料金月から月額利用料を適用します。 （イ）提供終了のあった日の属する料金月における月額利用料は、日割計算をすることなく、料金表に定める月額利用料を適用します。
(2)最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	ア 2-2に規定する(1)ブース利用料には最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は、本サービスの提供を開始した翌月から起算して6か月間とします。 ウ 最低利用期間内に本サービスの契約解除があった場合は、第14条（料金等の支払義務）の規定にかかわらず残余の期間に対応する月額利用料に相当する額（ブース利用料（月額）×残余期間（1料金月単位に切り上げます））を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

2 料金額

2-1 初期費用

区分	単位	料金額（税別）
(1)初期導入費	1の契約ごと	30,000円
(2)回線設定費	1のブースごと	5,000円
(3)サブ管理者ID設定費	1の管理者用ID等ごと	10,000円

	ID 等の設定料		
(4)所属設定費	管理者が、管理者用 ID 等の管理下にある利用者ごとに所属を設定し、所属ごとに本サービスの利用制限を行い、また別の所属の利用者間における利用制限を可能とさせるための設定料	1 の所属ごと	30,000 円
(5)プレディクティブコール設定費	本システムのデータベースに保存された複数の顧客又は見込顧客の発信先に対して一斉発信を行い、接続された顧客又は見込顧客と利用者の通話を可能とさせる機能の設定料	1 のブースごと	5,000 円
(6) SIP 端末チャネル設定費	専用端末設備 (SIP 端末) での発信及び受信を利用するために、当社が契約者へ 1 の端末設備ごとに付与する設定料。	1 の端末ごと	3,000 円
(7) SIP 端末アカウント設定費	専用端末設備 (SIP 端末) を利用するために、当社が契約者へ端末設備に設定する 1 の電気通信番号番号ごとに付与するチャネルの設定料。	1 の端末に設定する電気通信番号ごと	2,000 円

2-2 月額利用料

区分		単位	料金額 (税別)
基本 利用 料	(1)ブース利用料	1 のブースごと	月額 8,000 円
	次の機能の利用料 ア 利用者に対し、本システムのデータベースに端末設備、顧客又は見込顧客等の情報を入力、保存、編集、または通話させることを可能とする機能 イ アに掲げる他、次の機能も含まれます (ア) ウェブ電話機能 (イ) 全通話録音機能 (本システムのサーバに、通話内容を電子ファイルとして保存し、利用者より当該電子ファイル (保存期間は 180 日間とし		

		ます。)を操作(検索、再生等)するための機能。)		
	(2)サーバ管理料	<p>次の機能の利用料</p> <p>ア 利用者に対し、利用者の端末設備から通話の相手先に係る端末設備等に行われる通信を当該機能で一旦終端させた後に通話の相手先へ接続させ、また逆に利用者の端末設備に対応させた電気通信番号に着信する通信を当該機能で一旦終端させた後に接続させる機能</p> <p>イ 本システムのデータベースに入力、保存、編集された利用者、契約者の顧客又は見込顧客の情報等を保存、また録音された通話を保存する機能</p> <p>ウ 管理者に対し、利用者の利用状態、管理下にある利用者(ブース)ごとのログ設定状態等を閲覧、または設定状況の変更等を可能とする機能</p>	1の契約ごと	<p>月額</p> <p>3,000円</p>
付加利用料	(1)サブ管理者ID利用料	当社が付与した1の管理者用ID等を超えて利用する場合に、当社が追加で提供する管理者用ID等の利用料	1の管理者用ID等ごと	<p>月額</p> <p>5,000円</p>
	(2)所属利用料	管理者が、管理者用ID等の管理下にある利用者ごとに設定した所属ごとに、本サービスの利用制限を行い、また別の所属の利用者間における利用制限を行うことができる機能の利用料	1の所属ごと	<p>月額</p> <p>15,000円</p>

(3)保存期間延長利用料	ブース利用料に定める全通話録音機能によって保存した電子ファイルの保存期間を超えて、さらに 180 日間延長して電子ファイルとして保存し、契約者はその電子ファイルを操作(検索、再生等)するための利用料	1 のブースごと	月額 500 円
(4) プレディクティブコール利用料	本システムのデータベースに保存された複数の顧客又は見込顧客の発信先に対して一斉発信を行い、接続された顧客又は見込顧客と利用者の通話を可能とさせる機能の利用料	1 のブースごと	月額 3,500 円
(5) プレディクティブコールサーバ管理料	プレディクティブコールを可能とさせる機能を管理するサーバの管理料	1 の契約ごと	月額 15,000 円
(6) SIP 端末アカウント基本利用料	専用端末設備 (SIP 端末) を利用するための基本利用料	1 の契約ごと	月額 500 円
(7)SIP 端末チャンネル利用料	専用端末設備 (SIP 端末) での発信及び受信を利用するために、当社が 1 の端末設備ごとに付与するチャンネルの利用料	1 の端末設備ごと	月額 800 円
(8)SIP 端末アカウント利用料	専用端末設備 (SIP 端末) を利用するために、当社が端末設備に設定する 1 の電気通信番号ごとに付与するアカウントの利用料	1 の端末に設定する電気通信番号ごと	月額 200 円
(9)SIP 端末通話録音利用料	専用端末設備 (SIP 端末) の利用に伴う通話内容を、本システムの全通話録音サーバに電子ファイルとして保存し、利用者より当該電子ファイルを操作(検索、再生等)するための利用料	1 の端末設備ごと	月額 500 円
備考 基本利用料及び付加利用料に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			